

賃金支払確保法

—未払い賃金を国が立替払い

小川英郎 /弁護士(ウェール法律事務所)

会社が倒産 賃金は

賃金は労働契約の最も重要な要素であり、労働者の生活の糧です。契約に基づく賃金の支払いがきちんとされないと、労働者の生活は成り立ちません。そこで国は、労働基準法24条において、罰則付きで「賃金全額払いの原則」を定めて、使用者に賃金の支払を強制しています。

また、賃金債権を確保する

えもできないなど、労働者が泣き寝入りさせられる事態も考えられます。

こうした場合に、国が使用者に代わって賃金を立替払いする制度が必要となります。

それを定めたのが「賃金の支払の確保等に関する法律」(以下、賃確法)です。第1条は

手段として、民法は未払い賃金や退職金について一般先取特権を認めて、優先的に回収できるようにしています。さらには、会社が破産した場合であっても、一定の範囲内の賃金については破産法上、優先度の高い「財团債権」として保護されています。

しかし、企業が倒産してしまって、経営者が夜逃げしてしまつて倒産手続きをしない場合や、会社に資産がなく差押

法律の目的として、景気の変動や産業構造の変化などで企業経営が傾いたり、労働者が退職した場合に、「賃金の支払を受けることが困難となつた労働者に対する保護措置その他賃金の支払の確保に関する措置を講じ、もつて労働者の生活の安定に資することを目的とする」と定めています。

社長が夜逃げしたら

では、立替払い制度の概要

についてみていきましょう。企業が「倒産」したため、賃金、退職金の支払いが受けられない労働者に対しても、その未払い賃金、退職金の一定期間について、独立行政法人

「労働者健康福祉機関」(旧労働福祉事業団)が事業主に代わって支払う制度です(7条)。

説明書や請求手続き用紙は、同機構のホームページでダウンロードできます。

「倒産」には、①破産手続き、民事再生法上の再生手続、会社更生法上の更生手続きなど法的な倒産手続きが開始された場合と、②中小企業の「事実上の倒産」が含まれます。「事実上の倒産」とは、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、会社に賃金支払い能力がない場合をいいます。

立替払い手当は含まれません。

立替払い手当はこのほかに、労働者貯蓄金を事業主が管理する場合に、金融機関が支払いを保証する契約を締結するなどの保全措置をとること(3条)、退職手当についても適切な保全措置を講ずべきこと(5条、ただし努力義務)を定めています。

また6条では、労働者が退職した際に退職手当を除く賃金の未払いがある場合、使用者側に正当理由がある場合を除き、14・6%の遅延利息の支払いを義務付けています。

す。典型的には、「夜逃げ」「經營放棄」がこれに当たります。

「事実上の倒産」状態にあるかどうかは労働基準監督署

長が認定します。賃金が支払われないまま経営者が行方不明になつたり、経営が放棄さ

れているような場合は、労基署に相談してください。

立替払いを受けることがで

きるのは、会社が1年以上にわたつて事業活動を行つてお

り、未払い賃金が2万円以上残っていること、および、労働者が破産等の「申立日」、ま

たは「事実上の倒産について認定を受けた日」の「6ヶ月前」の日から2年以内に退職したことなどが要件となります(2

条2項)。例えば、今年4月12日に破産手続き開始申立を

立替払いを請求するには、

立替払いを請求する場合には、こ

れ

で

す。

立替払いを請求するには、

立替払いを請求するには、